

平成27年4月1日制定
一般財団法人 大阪国際児童文学振興財団

競争的資金等に関する不正防止計画

この計画は、一般財団法人 大阪国際児童文学振興財団（以下「財団」という。）における競争的資金等に係る研究費の適正な運営・管理を図るため、「文部科学省の『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』に基づく体制整備等に係る取扱方針」に基づき定めるものである。

1. 基本的な行動

（1）理事長をはじめとする役職者や責任者等は、自らの意識向上に努めるとともに、研究者及び事務職員がルールの理解と遵守に基づき、適正な執行を行うよう指導を行うものとする。

（2）研究者は、競争的資金等のルールについての不知や勘違い、思い込みがないよう、日頃からルールの理解に努めるとともに、ルールの変更にも留意する。不明な点や曖昧な点は、自らルールをよく理解したうえで、必要に応じて、相談窓口等に確認する。なお、研究者とは、財団において研究又はそれらの補助に携わる者をいう。

（3）事務職員は、競争的資金等のルールの不知や勘違い、思い込みがないよう、日頃からルールの理解に努めるとともに、ルールの変更にも留意する。不明な点や曖昧な点は、自らルールをよく理解したうえで、必要に応じて、責任者等や競争的資金等の機関に確認する。

2. 具体的な行動

（1）ルールの誤った運用の防止

- ①説明会等において、研究者及び事務職員に対し、競争的資金等ごとに定められているルール等の周知を図る。
- ②研究者及び事務職員は、ルール等に疑問が生じた場合は、設置した相談窓口に照会する等、誤った運用を事前に防止する。

（2）予算執行時期の偏りによる誤った運用の防止

- ①文書や説明会では、年度末等の特定の時期に予算執行が偏ることにより、予算の効果的な運用を妨げることがないように、計画的な執行を行うよう周知する。
- ②毎年、四半期ごとの執行状況を各研究者に通知し、適切かつ効果的な執行を行うよう周知する。

（3）架空納品等による業者への預け金等の不正の防止

- ①契約においては、透明性・公正性を確保し、社会に十分な説明責任を果たすことへの意識向上を、研究者及び事務職員に対して図る。
- ②業者との関係については、契約関連規程および社会倫理等の周知を図り、遵守させることはもとより、不正な取引が発生しないようにする。
- ③取引業者に対し、規程等に則った適正な取引及び規程等遵守義務、さらに不正又は不誠実な行為等が認められたときには取引停止等の措置を講ずることについて周知し、不正防止についての協力を求める。
- ④納品検収体制に基づき、確実な納品検収及び納品事実の確認を行う。
- ⑤必要に応じて、業者に対する確認を行う。

（4）架空出張、旅費の水増し請求等の不正の防止

- ①出張申請する際は、出張目的・用務先等を記入した「出張伺書」を提出させ、事前に出張の必要性および適正な出張日程等の把握確認を行う。
- ②出張報告は、業務概要等を記入した「復命書」を出張者自身が作成し、資料等があれば合わせて提出し、事務部門において、出張申請の際に提出された書類と照合する等して事実確認を行う。
- ③上記②の出張報告は、必要に応じて、出張者が口頭報告と合わせて行う。
- ④必要に応じて用務先等に対する確認を行う。

（5）人件費及び謝金に関するプール金の防止

- ①研究補助従事者用の勤務表および出勤簿は、事務局総務課に置き、従事者が出勤時に自署・押印する。事務職員は、その場で確認を行う。
- ②必要に応じて、勤務実態の確認を行う。

（6）不正使用に関する通報について

不正を発見したものが不利益を受けることを恐れて通報を躊躇するがないように、通報内容等の秘密保持及び通報者等の保護を徹底していることを、ホームページや説明会等において周知する。